

事業概要説明書 [1]		事業番号	3 - 4		
事務事業名	宮崎市版EMS認証制度事業	担当部名	環境部		
事業開始年度	平成 18 年度	担当課名	環境保全課		
実施方法	委託	担当係	環境企画係		
根拠法令等	みやざきエコアクション認証に関する要綱				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	中小の事業所に積極的な環境保全活動をしてもらうことで、地球温暖化防止の取り組みを広める。			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>① 市内の事業所(本店、支店、営業所など独立して営業活動を営んでいる事業所)を対象に募集</p> <p>② 事業所版EMS規格に沿った内容で事業者が独自にEMSを構築し、約3ヶ月間運用</p> <p>③ 約3ヶ月間EMSを運用した後、事業者から市に対して認証申請</p> <p>④ 事業者からの申請に基づき市が認証審査を実施し、認定証を発行</p> <p>⑤ 市ホームページ等で取組事業所を「環境に配慮した優良事業所」として掲載する。</p> <p>※ 申込みのあった市内の事業所へのシステム構築支援及び新規の認証審査、認証済事業所(認証後3年経過)への更新審査に係わる業務をISO14001認証取得のコンサルタントを主な業務とする専門業者に委託する。</p> <p>※EMS = 「Environmental Management System」の略 (環境マネジメントシステムの意) ISO = 「International Organization for Standardization」の略 (国際標準化機構の意)</p>			
	事業の必要性	これまで以上に地球温暖化防止のための様々な取組が求められている。制度としては、ISO規格に基づく制度のほか、環境省が制度創設した「エコアクション21」という制度があるが、多くの中小事業所にとっては、費用がかかり、制度が複雑で取り組み難い制度である。本事業が廃止された場合、中小事業所の立場からの地球温暖化対策の促進に歯止めをかけてしまう可能性がある。			
コスト	平成23年度(予算)		人件費		
	直接事業費 (A)	1,390 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	2,250 千円	正規職員	2,250 千円	0.3 人
総事業費 (A+B)	3,640 千円	嘱託員	0 千円	0 人	
平成23年度 直接事業費内訳	<p>報酬 80千円 (判定委員5名×8千円×2回)</p> <p>委託料 1,207千円</p> <p>ISO研修参加費用等 103千円</p> <p>(参考) 年度当初認証事業所数：80事業所</p>				

事業概要説明書 [2]		事業番号	3 - 4		
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		1,021 千円		1,390 千円	
財源	一般財源	1,021 千円		1,390 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	0 千円		0 千円	
成果目標 〔 どのような状態を目指すのか 〕	① 認証・登録事業所数 ② 認証事業所の取組みにより削減されたCO2量				
成果実績 〔 成果目標の達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	より取り組みやすいように規格等の簡素化及び認証事業所に対するメリットの増大を図ることにより認証事業所の増が図られた。			
成果指標 〔 事業の実績及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	数値 (上段: 目標 / 下段: 実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	新規認証事業所数	事業所	20	20	31
	市長マニフェスト工程表の目標値		14	23	
	CO2排出削減量	t	699	890	995
※H22実績値は次年度(決算が事業所によって異なるため)	820				
事業の方向性 〔 事業の現状と課題、今後のあり方等 〕	<p>取組事業所数を増やすため、平成22年11月に認証事業所に対するメリットの構築（建設工事に係る競争入札参加資格の評価加点の見直し）を行い、それに併せる形で前倒しで認証規格の簡素化を行うことにより認証事業所の増大に努めた。認定証の発行数は、認証規格の簡素化等により概ね順調に推移している。認証事業所が増えることは望ましいことであるが、その一方で審査に係る経費及び事務量が增大するといった問題があるため、委託と直営のコストを比較しながらより経済的な方法を検討していく。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

1. 制度の概要

ISO14001 やエコアクション 21 などの既存の環境マネジメントシステムを簡素化した本市独自の規格（「みやざきエコアクション認証規格」）に基づき、環境配慮事項の文書化や従業員の環境意識の向上を図るなどして、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む市内の事業所を認証・登録する制度。（平成 18 年度事業開始）

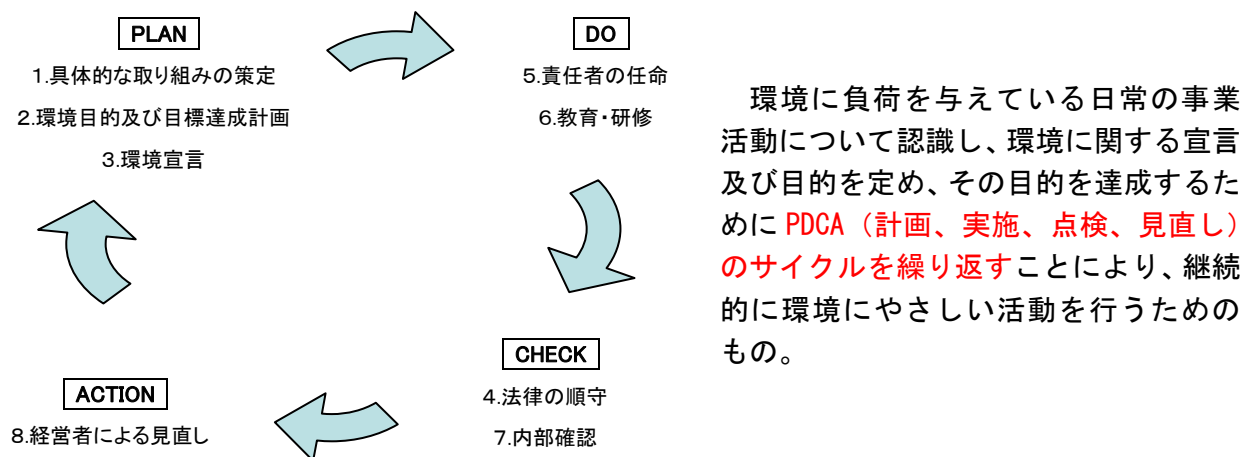
2. 認証事業所が取り組む内容

環境に負荷を与える日常の事業活動について認識し、環境に対する影響を削減するための計画を作成し、その計画の実施、点検、見直しを繰り返すことにより、継続的に環境にやさしい活動を行う。

認証事業所は、計画に基づいて活動しているかを年 1 回、市に実績報告し中間審査（文書）を受ける。また、認証期間が 3 年間であるため、3 年に 1 度は更新審査（現地）を受ける。

※システムの構築、報告書の作成などのうち、要望のあったものについて本市で支援する。
経費はすべて無料（事業所の経済的負担は無し）

3. 環境マネジメントシステムについて



4. 本事業によるCO₂（二酸化炭素）排出削減量

年度	H19	H20	H21	合計
CO ₂ 削減量	189	646	820	1,655

平成 21 年度のみやざきエコアクション取組事業所の取組みによる CO₂ 排出削減量 820 t-CO₂ は、平成 16 年度における市役所全体の CO₂ 排出量 12,956 t-CO₂ の 6.3% に相当する量になります。

5 . 認証までのながれ

順序	取組主体	取組内容
1	事業所	「みやざきエコアクション申込書」を提出
2	市	申し込みのあった事業所に対して制度の詳細について説明 (場合によっては説明会を開催)
3	事業所	「みやざきエコアクション認証規格」に適合するエコアクションシステムを構築し、文書化(「みやざきエコアクション報告書」を作成)
4	事業所	一定期間(最低3ヶ月間) エコアクションシステムを運用しながら、 実行したことを「みやざきエコアクション報告書」に記録
5	事業所	一定期間(最低3ヶ月間) エコアクションシステムを運用した後、 「みやざきエコアクション認証申請書」を提出
6	市	審査員を事業所に派遣・審査を実施し、その結果を市長に報告
7	判定委員会	上記の審査結果を踏まえて、認証の適合・不適合について総合的に判定
8	市	認証することが適当であると判定した事業所に対して、市長が認定証を交付 (有効期限：認証の日から3年間)
9	事業所	「みやざきエコアクション認証規格」に基づき、システムを継続的に運用し、 「みやざきエコアクション報告書」を毎年度作成するとともに、毎年1回、 中間審査(書類)を受審

2～4までの作業(エコアクションシステムの構築、みやざきエコアクション報告書の作成など)の事業所への支援、6の審査(新規認証審査および更新認証審査)を専門業者に委託。

6 . 認証・登録事業所数

90事業所(平成23年6月末現在)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
建設業	4	8	7	11	20	9	59
製造業		1					1
情報通信業	2						2
運輸業	2						2
卸売・小売業	1						1
医療・福祉			1		1		2
教育・学習支援業		1					1
複合サービス業			1				1
サービス業	5	7	4	2	2	1	21
認証事業所数	14	17	13	13	23	10	90